

令和3年1月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和3年1月6日  
武雄市農業委員会

令和3年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年1月6日(水)  
(開会) 13時30分 (閉会) 15時00分
2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし
5. 協議事項
- |       |                                     |    |
|-------|-------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                | 4件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                | 2件 |
| 議案第3号 | 農地法第4条・5条及び<br>農地法第5条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第4号 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について              | 1件 |
| 議案第5号 | 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について               |    |
| 議案第6号 | 農業振興地域内農地、農用地からの除外について              | 7件 |
| 議案第7号 | 武雄市非農地証明申請について                      | 4件 |
| 議案第8号 | 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について           | 4件 |
| 議案第9号 | 下限面積の設定(案)について                      |    |
| 報告第1号 | 農地等形状変更届出について                       | 1件 |
6. 議事内容 以降記載

---

## 《開会》

---

事務局長 皆様、新年おめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。  
それでは定刻になりましたので、令和3年1月の農業員会「総会」を始めさせていただきますと思いますが、総会に先立ちまして、本日は小松市長が皆様へ新年のご挨拶をさせていただきますということでございますので、まず市長の挨拶を受けていきたいと思ひます。それでは市長、お願ひします。

(市長あいさつ)

ありがとうございました。皆様方のご意見等をお伺いできる折角の機会でございますが、市長は公務の都合がございますので、これで退席させていただきます。市長へのご意見等あられましたら、総会終了後に事務局までお願ひしたいと思ひます。

(市長退席)

それでは令和3年1月の農業員会「総会」を始めさせていただきますと思ひます。本日は、農表委員全員の出席となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

ここで、1月から事務局に会計年度任用職員として来ていただく、山田あかねさんを紹介いたします。昨年4月から、会計年度任用職員として来ていただいていた山口愛さんが12月末で退職されましたので、その後任として新しく来ていただくこととなります。よろしくお願ひいたします。

(山田あかねさん自己紹介)

それでは会長、よろしくお願ひします。

---

## 《議事録署名人の指名・報告事項》

---

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年1月の武雄市農業委員会総会を開会します。  
今回は議案第1号から第9号までの審議をお願ひします。本日の議事録署名人に、12番 古川さゆり委員、17番 山口武美委員を指名いたします。  
それでは、議案審議の前に事務局から報告事項をお願ひします。

事務局 (報告)

会 長 事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等はありませんか。

(無し)

無いようですので、審議事項に入ります。

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

**会 長**            それでは、議案第1号を議題とします。農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

**事務局**            はい。失礼いたします。それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。議案書1ページをお開きください。

まず、番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町の田3筆。面積は3筆合計で4391㎡です。譲渡人、県外在住で管理ができない。譲受人、経営規模拡大のためということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては3筆で〇〇円となっております。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田2筆の、面積が2筆合計で3513㎡です。譲渡人、県外在住のため管理できない、譲受人、現在も耕作をしているということで、申請が提出をされております。農地の価格は、両筆とも10a当り〇〇円です。

続きまして、申請番号3番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田3筆と畑2筆。面積が計5筆で5932㎡です。譲渡人、農業後継者がいない、譲受人、経営規模拡大のためということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、5筆で〇〇円となっております。

続きまして、申請番号4番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆と畑1筆です。面積が2筆合計で2216㎡です。譲渡人、財産処分のため、譲受人、経営規模拡大のためということで、申請が提出されております。農地の価格は、田が10a当り〇〇円。畑が10a当り〇〇円となっております。

以上、1番から4番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断をしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**会 長**            事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員**        3番の〇〇さんの所有権移転ですけども、80過ぎたご主人と〇〇さんの二人住んであったんですが、昨年、旦那さんが亡くなられてまして、榮子さん一人では地元での生活もできないような状態で、武雄の方にもう引っ越しをされています。あと家と土地があって、それを〇〇さんの方に譲渡したいと

ということで話がありました。息子さんも県外の方に出ておられて、もう住まいもむこうに建ててあるということで、こっちには誰も帰って来んから処分したいということで、今回の話がありましたので確認をしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**会 長**           ほかに地元委員さんの補足説明がないようですので、質疑を始めます。

**〇〇番委員**      〇〇番です。先程3番の件で言ってもらったとですけど、大体、近くに住んでる人とか作っている人が購入されたりするのが、本当ではないのかなと思うんですけど、この井手口さんって武雄の方ですかね？〇〇町で何か作りよらすとですか。

**事務局**           失礼いたします。この譲受人さんについては、〇〇町では耕作はされておりません。所有地もございません。

**会 長**           ちよつとちよつと。14ページの1番、報告事項まで説明をして。

**事務局**           はい。報告事項の1号の形状変更について説明します。それでは、先に報告事項の方になります。議案書については、14ページをお開きください。土地については、〇〇町の田11筆と畑9筆の面積が合計8096㎡です。全筆を管理しやすく平坦にして柿を栽培したいということで、田を畑に転換される計画になっております。今回につきましては、延伸の届出となっております。見取り図及び土地利用計画図の31ページをご覧いただければ、わかりやすいと思いますけれども、〇〇に溜池がありまして、そこからまた西の方に〇〇ということで、溜池と溜池があつて、その間を繋ぐ水路みたいなものもあるんですけども、この部分が令和元年の水害で崩壊しまして、最近まで災害の復旧工事関係もあつたということで、前回の届出期間では完了できておらず、延伸の申請が出ているものになっております。今回、変更の時期については、令和2年8月15日から令和3年8月14日までということになっております。その時期につきましては、前回届出分の変更時期の期限を過ぎても完了がされていなかったため、再度、提出をするよう指導をしていたところですが、実際にこの届出が出されたのが、今年の12月16日になっております。この変更期間については、届出を提出した時点からスタートとなつていまして、前回の承認が切れたことからのスタートとして取り扱いをしておりますので、このような変更時期の表記となっております。未完了部分についてですけど、これも同じく土地利用計画図の33ページの方に断面図があります。この部分につきましては、A断面とC断面の所に着色をされていない部分がございます。地番でいうと〇〇の部分となっております。この部分がまだ造成未完了ということで延伸の申請が出ております。それと現在の工事の進捗状況というか、今後の予定ということで、それを平面図に落とした素材をわかりやすいと思つたので、本日、追加で

一枚平面図をお配りしてます。そちらの方をご確認いただければ、わかりやすいかなと思います。

以上、ご報告いたします。

〇〇番委員　そしたら、新しく買った人に田んぼを作らせるということですけど、機械はお持ちですか。これ6反近く。周りに田んぼとか無かたですか。

会　長　　今までは、柿を作りよんさあごた。柿を作るっていうことで、北村君が説明したとは柿の栽培ということ、取得ばしとんさごたっけんが。

〇〇番委員　いや、今度は田んぼやろう。

事務局　　今度は水田、水稻をするということ聞いております。

〇〇番委員　機械とか持っとらすと。

事務局　　それは、リースとかで対応するということですけど。

〇〇番委員　全部リースですか。

事務局　　この譲受人さんが会社を経営されてて、そこは運送とかができる所なので、する機械を持って来るのは難しいことではないという話を。

会　長　　ちょっと、よか。〇〇さん。この方は他所から来て、地元の区長さんとかに説明はしちゃったですか。そこらへんは。

〇〇番委員　そこはまだ区長さんと話したとは不明ですけど、地元の推進委員さんとはですね、中に入ってもらって推進委員さんとは話をしてあるということ。区長さんと話してあるかどうかはわかりません。

〇〇番委員　今までですよ、田んぼ作ったことあらすさんぎですよ、各地区によって、いろいろ決まりがありますので。

事務局　　申請書の中で、地元との協力体制についてあるんですが、そこについてはですね、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業等に参加し、周辺農家と協力していきます、管理勤めますということを記載はしてあります。

会　長　　事務局から説明がありましたが、やっぱり、農業委員は農業商品や水については、堤、溜池の管理は区長さんと区の管理の水を使って水田を作るけんが、そいで水番さんもおんされんぎいかんということで、水番さんの指示通りせんことには、やっぱり、農業ばしよるとなら暗黙のルールたいね。

これ許可をするに当たっては、区の区長さんと話し合っ、ルールに従いますということは一筆取ってもらって許可するということでは、許可をしてから「何や、農業委員会は何しよったとや」て、山内から言われたらいかんけんですよ。一番心配しよらすとは、山内の農業委員さんやっけんが。やはり、その辺りは区長さんと一筆取っていただいて、確約書か確認書かを取っていただいて、追って承認をするということではしていただければと。

事務局 条件付きの許可ってということですね？

会 長 うん。条件付きの許可ということで、区長さんと生産組合長さんと推進委員さんを交えた所で確認書をとって許可をするということで、条件付き承認ということで、3番については良ございますかね。

会 長 はい。そしたら3番についてはよかですか。他に。他に無いですか。

(質疑なし)

会 長 他に無いようですので質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による1番、2番、4番の許可申請については許可することに、3番委については確約書をとっての条件つきで許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号、農地法第3条の規定による1番、2番、4番の許可申請については、許可することに決しました。3番については確約書をとっての条件付きの許可ということに決しました。

---

#### 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

---

会 長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第2号についてご説明をさせていただきます。議案書につきましては、3ページからになります。そちらの方をお開きください。

申請番号1番です。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積は834㎡です。亡き兄の住宅であり、市道拡幅に伴い平成11年に転居許可を受けて移転をしたが、許可部分だけでは駐車場等の不足により、今回の申請地を一体的に利用をしていたということで、申請が提出をされております。既に利用をなされておりましたので、始末書添付です。それに伴いまして、工事完了時期

はありません。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号2番。土地は〇〇町にある畑1筆の、面積が155㎡です。亡き父が宅地への通路が無く、平成10年の10月頃より、通路兼家庭菜園として利用をしていたということで、申請が提出をされております。こちらにつきましても、既に利用をされておりましたので、始末書添付です。それに伴い、工事完了時期についてはありません。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。この案件につきましてですが、申請地の北側に周辺の状況として畑とあります。ここについては、備考欄に同月非農地証明事務と記載をさせていただいております。見取図及び土地利用計画図の5ページの方開いていただいたらわかりやすいと思います。5ページに字図を載せております。また、議案第7号申請番号2号の所でご説明をさせていただきますが、今、申請されています同様箇所につきましては、20年以上の宅地課税がございましたので、その分については非農地。今回4条申請をされている分については、課税等の証明がありませんでしたので、始末書付の転用ということで、地元の委員さん及び推進委員さんと協議をさせていただき、対応している所でございます。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員** 19番。岩橋です。2番の案件は財産処分ということで、たまたま、空き地・空き家バンクに登録されましたので調べてきましたが、この字図の5番の〇〇の所ですね、大体もう道は無かったんですね。ほとんどもう全部畑だったんですけど、森さんという方が入る土地が無いから、自分の畑を道のようにしてあって、ご近所の方もそこはずっと道という様な感じで、私達も里道があるのかと思いましたが、それが〇〇です。ずっと道の方に行くと、細長いのがありますが、そこがですね舗装されて道になっていました。こういうことが無いとわからなかった案件かなと思っております。それとですね、今度、非農地でも出るんですが、空地に付随する農地っていうのがですね、宅地に付随している農地だったらまあわかるんですけど、財産処分ということですので、自分の持っている農地をですね、どこまで1㎡から買えると、ここら辺までその方が買えるのか、買えるっていうたら、付随農地がこのくらいのちょっとした農地だったらいいんですけど、1反とか2反とか3反とかあった場合にですね、その方が買って農業ができるのかということ、

ちょっと考えさせられた案件でもございました。今からこういう風にして財産処分の件で出てくると思いますので、そこら辺の付随している農地っていうのの規定っていうのあるのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思っております。すみません。

**事務局** 失礼します。これを付随する農地の決める時にですけど、上限はありません。ただ処分をしたい方が指定を受けたいということで沢山されるんですけど、空き家に住まれる方がそれを指定を受けてるから、全部買わないといけないということではないとは思いますが。ただ、全部いっしょにということを経営的に言われたという方がどうかと思いますけど。管理の方を指定を受けた後は3条申請になっていきますけど、その時に確約書に書いていただきますけど、3年間は耕作していただいて、その後通常の3条の普通の圃場といっしょですけど、管理は所有者さんになってきますので、そのお願いもしてありますが、上限はないですね。

**会 長** よかですか？

**事務局** すみません。付け加えます。圃場整備とか、優良な農地ではない分での指定をお願いしていますので。それと、小さいの合せて何㎡にもなったらっていうのを言われてるんですよ？

**〇〇番委員** いえ、もしですよ、財産処分したいからって言って、小作に出してる分とかもその方の名義になったら、その方が小作人の方と契約しなくちゃいけないのかなというようなことを。(いいえ) 農業をされる方が買えばいいんですけど、何にも農業しない人で、今回の件も非農地とか農地転用とか農地じゃない様な形にして、中に入っている建設会社の方が売りたいということですので、そういういろんな手続きが要りますよね。だから、買う方が決まってるはないと思いますけど、農家じゃないということは確かだなと思いました。それで、農家をしようと思わない方が買って、そういう土地があった場合はどうなるのかなということで、質問させていただきました。

**事務局** 指定を受ける時の条件なんですけど、今後、遊休農地になる恐れのある農地とかですね、耕作されている分の農地はよろしいんですけど、農業者でない方でも家庭菜園とかで管理できるというのが。そういう沢山持つてる人たちは、利用権設定をされている様な農地の方は、そこを作ってる方とかですね、その隣の農地の農業者の方に話を持って行って、わけてお話をしています。できる分と農業者の方に受けてもらう分にはわけて話をしています。

**会 長** よかですか。(はい。わかりました。)

はい。この案件は、なかなか難しい問題だなと思います。やはり、農業5反という確約がございますので、5反以下の人の分はどうなるかっていう問題も発生するかなと思いますので、5反ということは当然今回の9号議案で下限面積の設定ということで提案されておりますので、そこでもまた協議したいと思っております。

(なし)

**会 長**           ほかに地元委員さんの補足説明がないようですので、質疑を始めます。何かございませんか。

**〇〇番委員**      お尋ねですけど、いいですか。1番と2番と同じ様な内容かなとは思いますが、申請人がこちらの方に住んでおられなくて、土地の所有はこちらなんですね。〇〇にしる、〇〇にしる、両方とも亡き兄とか亡き父とかありますけど、こういうのが出てくるっていうのは、財産処分の時が出るのかな。1番も同じ様な感じでしょう。

**事務局**           失礼します。今、ご質問の件ですけれども、両方とも今回につきましては、相続をされた方からの財産処分という形になっています。ただですね、今後受け手の方がまだ決まっていない状態で、現在、登記簿上農地になっている所を綺麗に整備した後に売るっていう形になりますので、後から申請としては御本人さんの申請という形の4条申請で、地目を綺麗に整備した後に申請者になられている方達が戻って来て住むというのではなくて、第三者への納めの準備みたいな形の申請で、両方共同じ様な案件になっております。

**〇〇番委員**      なるほど。やっぱり農地やったら売りにくいからっていうことですかね。

**会 長**           宅地に変更して農業委員の許可をもらうぎ宅地となりますので、宅地として処分をしたいという提案じゃないかなと思っております。  
よかですか。はい。他にございませんか？

**〇〇番委員**      すみません。この1番、宅地だけで1反以上かあるですよ。

**事務局**           失礼します。資料の3ページをお開きください。2ページ、3ページに申請番号1番の資料がありますが、手前側の〇〇の〇〇に転用許可をもらって平成11年に家を建てられています。住宅横から〇〇の方に駐車場、車庫とかあったんですけど、その中を通過して、この辺で回転する感じかなと思っておりますけど、ちょっと農地に戻る様な感じではなく、庭先でということ、申請に書いてますけど作業スペースとかに使われていたみたいです。

**〇〇番委員**      かなり宅地の面積の増えるとやろう。

事務局 そうですね。今後、宅地になるとですね。そう思います。

〇〇番委員 かなり多額の税金のかかるのでは。

事務局 ただ、処分って考えた時に、先程話しました農地だとちょっと譲りにくい  
のですよね。処分、変更されて。

会 長 法面もだいぶ広かし、農業委員さんも。

〇〇番委員 代理人の方が見えていたんですけど、この方大阪ですから代理人の方が  
見たんですけども、家を建てられた時に、作業スペースなんかは申請を  
教えていただいていたら宅地申請をしていたのに、みたいな感じで言われた  
んですけど、その辺わからんごとしとんさったごたって感じで。市道の拡幅  
に伴って、その辺家を建てられたりしたんですよ。その時に市の方から指導  
があつてたら、宅地にしていたのにみたいには言われたんですけども。

会 長 そいなら、3ページの丸で植木って書いて、こっちは倉庫ってなつとる訳  
やろう。ここも倉庫の入るぎ、宅地からここ入らんぎ、農地としては、そ  
の先は法面になつとる訳やろう。そいけん、農業も作業スペースが確保出来  
ず、として利用したということに。

〇〇番委員 亡くなられているとですよ。お兄さんが亡くなられて、この大阪にいら  
っしゃる方は弟さんみたいですよ。そういう管理が。

事務局 家が建っている所と今度の申請の所は違う形で、1筆だったと思います。  
それを分筆して家の分だけを平成11年に家にしとんさつですよ。そこ  
の団地っていうか、そこをさっきみたいな使い方をされていた。で、当時言  
われる様にもうちょっと広めにされてたらということが委員さんからお話  
があつたんじゃないかなと。

会 長 元々からするぎ分筆した所だけ許可をもらうて、こっちが許可もらわんで  
も宅地として、作業場と倉庫がここにあるけんが、作業場として利用ばしよ  
んさつたということに理解してよかとか。

〇〇番委員 そういう風に言われたんですけど。

会 長 庭とか通路を広くとつとんさつけんが、〇〇番委員がいうように面積のこ  
が広かるとやてなるけど、通路とか、車の出入りとか、作業スペースばしよ  
るぎこれくらいはいるのかなという様な気持ちもします。やはり、ここで畑  
ば持つとつてでもされんということに、処分については宅地ということに処

分をされる。それと、実際法面のあるけんが、作業面積はそがんまで広くはなかつかなと思いますが、この管理でですね。そいけんが1反の畑のついても法面まで入つとるけんが、法面のこうなつとる所は1から10まで面積に入りますので、使用面積ちゅうのは少ないと思しますので、ご理解をしていただければなあと思しますが、ようございますか。はい。他に。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。  
議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

### —————《議案第3号 農地法第4条・5条及び農地法第5条 許可申請》—————

会 長 次に、議案第3号、農地法第4条・第5条及び農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第3号についてご説明をさせていただきます。

まず、申請番号1番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、〇〇町にある田1筆、面積が358㎡です。現在の住宅は子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地に一般住宅を建設したいということで、同時利用地として山林や宅地255.84㎡を含んだ613.84㎡に一般住宅建設で申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年8月31日です。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は賃借権設定になっております。土地は〇〇町にあります田2筆の、面積が2筆合計で527㎡です。野菜の直売及び飲食店を営んでおり、店内は食事時には満席になり、順番待ちの車の駐車スペースが確保できず、令和元年11月より駐車場として利用してお

り、今後も引き続き利用をしたいということで、申請がされております。既に利用をされておりましたので始末書添付です。従いまして工事完了時期は記載なしとしております。この2番の案件についてですが、申請地の2筆ともに20年以上の雑種地課税がありましたが、今回同時利用地となっている〇〇、〇〇についても過去非農地をして地目を変更されたということがありましたので、手続きを簡素化しすぎてもよくないということで、今回につきましては始末書付きの転用申請となっております。農地区分につきましては、農業公共年の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地、許可基準の該当事項は周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号3番。権利の内容は所有権の移転となっております。土地は〇〇町にあります畑2筆、面積が2筆合計570㎡です。お寺の行事等で檀家が集まる時に駐車場が不足していたため、平成10年4月ごろより駐車場として利用していたということで申請が提出をされております。この3番の案件が4条及び5条申請となっております、〇〇が〇〇寺さん所有の分ですので4条申請、〇〇が譲渡人の方の所有地であるため5条申請分となっております。申請理由にもありましたとおり、既に利用がされておりましたので始末書添付です。工事完了時期は、記載がありません。農振除外の手続きは済んでおります。農地区分については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ですので第1種農地、許可基準の該当事項は日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(なし)

会 長 特にないようでございますので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。議案第3号、農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による3件の許可申請につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— **《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請  
及び農地法第5条の規定による許可申請》** —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請」が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。失礼いたします。議案第4号についてご説明いたします。

申請番号1番です。本案件につきまして、平成30年10月1日付で、〇〇町におきまして、建売分譲住宅20区画の計画で許可を受けられておりました本案件ですけれども、令和元年8月豪雨で計画地が冠水をしたため、当時、許可時の計画から更に50cm嵩上げをする計画へと変更するものがあります。区画数については20区画から20区画ということで変わっておりませんが、区画割が変わっております。更に50cmの新たな嵩上げ分につきましても造成利用が発生するために、利用計画変更承認申請が提出されたものであります。工事完了時期については、令和6年3月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見等も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

- 会 長 異議なしと認めます。  
よって議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

---

**《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》**

---

- 会 長 次に、議案第5号を議題とします。議案第5号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局 失礼いたします。資料は別冊になります。  
1ページをご覧ください。こちらに令和2年度第10号利用権設定計画案を記載しています。  
2ページを御覧ください。こちらに内訳を記載しています。  
武雄町、田、新規、3件、4筆、4,732㎡。再設定、4件、6筆、9,297㎡。  
橘町、田、新規、1件、1筆、926㎡。再設定、2件、4筆、6,064㎡。朝日町、田、再設定、2件、7筆、8,531㎡。  
若木町、田、再設定、1件、3筆、821㎡。  
武内町、田、再設定、3件、3筆、4,398㎡。  
東川登町、西川登町はなし。  
山内町、田、新規、3件、12筆、9,861㎡。再設定、3件、7筆、3,130㎡。  
北方町、田、新規、1件、2筆、2,778㎡。再設定、2件、10筆、5,164㎡  
となっています。  
3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権設定解除については、14ページ以降に記載をしておりますのでご確認ください。  
以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

- 会 長 それでは、他に無いようでございますので、議質疑をとどめます。  
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課、田中です。よろしくお願ひいたします。議案第6号の説明をさせていただきます。

1ページに農振除外を行う7件、15筆の、2ページから3ページに7件の概要を記載しております。4ページから23ページはそれぞれの位置図、字図、計画平面図でございます。では、2ページをご覧ください。

申請番号1番は除外目的が植林。除外場所は〇〇町の畑5筆、27,417㎡です。

2番は除外目的が駐車場。除外場所は〇〇町の田、208㎡です。

申請番号3番。除外目的が一般住宅。除外場所は〇〇町の田512㎡です。

申請番号4番につきましては、除外目的一般住宅。〇〇町の田2筆、666㎡です。

申請番号5番。除外目的が建売分譲住宅5区画。除外場所につきましては、〇〇町の畑2筆、1878㎡です。

続きまして3ページ。申請番号6番。除外目的が建売分譲住宅12区画、及び建売集合住宅2区画でございます。除外場所は〇〇町の田5,313㎡でございます。

申請番号7番。除外目的が太陽光発電設備の設置で、除外場所は〇〇町の田、1,334㎡でございます。

この7件につきましては、農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をしたものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第6号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思ひます。何かございませぬか。

会 長 私からよかですか。〇〇町の〇〇の図面を見れば、〇〇という所、山の中ですよ。農振除外を出さんといかんいうことは、定期的にこれは農振除外地というのは、本人さんが出さんならば再度見直していうことはできると。

農林課 農振地の見直しについては、法律上ですね、5年に1回基礎調査をして、必要があれば見直しをとということになっております。予定では、来年度計画の見直しを行うこととしておりまして、現状照らし合わせで、確保しながら

農振農用地の設定については、行っていきたいという風に考えております。こちら恐らくみかん畑でなかったかという様な、現地確認した状況でございますけれども、既に植林がされておりまして、今回始末書付での申請を受け付けております。

**会 長**            それを見て、申請地の所の横に田と書いてあるとの、手書きしたとのあるでしょうが。〇〇、〇〇に田んぼと手書きで書いてあるけど、これはもう作りよんされんとじゃなからうかなと思いはするけど。

**農林課**            はい。すいません。道路からはですね、こちらの5か所の確認できておりませんが、恐らく原野のような状況ではないかなと推測されることではございました。

**会 長**            私達もこういう所を農地パトロールせんばとけど、もう道がなくて行かれんという所を農業振興地と言わずに見直さんないと信用性が薄れてしまう。みかんをされてた時は、農振地やっただろうけど、武雄でもどれだけ売れるかなて言うくらいの時には、来年が見直しであれば見直すということで、皆さんに周知をしていただいて。私も農地水をしている時に、農地水で水田と言われて、番地だけ言われたら内容もわからんで、農地水の現地確認でこれは山の中と言う訳にもいかず、農地水にしてたら変番をしなさいと言われて洗い直しをせんといかんかな？と。番地だけでは、やっぱり現地を見ないことには。

**〇〇番委員**      今言いんさつごとですね、ここの所は昔みかん山で、もう既に十年來は何も作ってないと。親父さんがおられる頃に、みかんを作っておられて、もう亡くなられて10年近くなりますから、5年に一回って言われて、そこ確かに前回の見直しもだったとかなということですね。田という所はトラクターも入らん様な、昔、牛とか行きよった様な。それくらいの道の所ですね。

**〇〇番委員**      農振地のことですがけれども、私が担当した時にですね、本当に小さな山の中の所がですね、農振地になってて、その時に凄く困りました。農振除外しても時間のかかるでしょう？そいでですね、この見直してというのはですね、県に出してから確認されてから見直しされるんですか？それとも、市役所の方で農振除外っていう形になるんでしょうか？

**農林課**            県の方と協議しながら、確保すべき農地面積等県でございますので、その辺を協議しながら作業を進めていくと思います。はい。

**〇〇番委員**      どこでもいっしょと思うとですよ。後継者がいないということで、こんな所を農振地にしているのかという、平坦部も結構あるとですよ。何でかと言うと、うちは畑で何もしよらんやっただけ、何もしよらんならば昔は芋ど

ん植えよったっていうくらいの土地が、もう竹林になってしもうととですよ。何でここを農振地にしとるとか言うくらいに行政が合併する前やけんね、合併する前に農振地をずっと書類上作っていつとって、それをそのまま持ってきてあるけんが、見直しを行政だけでするものか、区長さんと生産組合長を入れてするものか、そこんたいどがんなとつとかな？恐らく合併前んとやんもんな、どこでんね。そいけんが北方自体はそがんたいのう。こがんところが農振地ていうところのあったたい。もともと田ん中やったけん。畑は特にせんたいね。そいけん、補助も受け取らんところは農振地にならんとやけんが、ここんたいはどういうふうになるのか県にちょっと聞いてつてもらいたい。

**農林課** わかりました。基本的に市の計画でございますので、こちらの方で設定はさせていただきますと思いますが、状況に応じてご意見等も頂戴しながら、進めていくことになろうかと思えます。よろしく願いいたします。

**〇〇委員** すいません。私もちょっと他人から聞いた所によるとですね、従来そういう風な樹園地やった所が荒れているということで、今、税務課の方では現況課税をなさっておられると。だから、荒地として課税をされているということで、税務課の方がそういう風に進んで、農林課では何でならんのかな？と。その辺のシステムもご一考してもらったら、スムーズに移行していけるのかなと思えます。はい。以上です。

**会 長** はい。そういう所ございましたので、よろしく願いしたいと思えます。

**会 長** それでは質疑をとどめます。議案第6号農業振興地域内農用地からの除外に対する意見について、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と、武雄市長に回答するという事で異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。よって議案第6号については、「農業振興地域内農用地からの除外に対する意見について、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

### ————— 《議案第7号 武雄市非農地証明願申請について》 —————

**会 長** 次に議案第7号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について4件の申請願いが提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

**事務局** はい。失礼いたします。それでは、議案第7号についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、議案書は7ページからとなっております。それでは申請番号1番。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が187㎡

です。昭和55年頃に家を新築した際に、宅地として利用をしていたというもので、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項については、5号の人為的に無断転用された土地で、転用行為から20年以上経過し、証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号2番です。土地は〇〇町にあります畑7筆、面積が合計で2,208㎡です。みかん畑として利用をしていたが、みかんの価格が下落、後継者不足により荒廃をしてしまったというもので、非農地証明事務処理要領の該当事項は、4号の自然的荒廃地であり、耕作出来なくなってから10年以上経過し、農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号3番です。土地は〇〇町にあります畑585㎡です。10年以上前より耕作をしておらず、原野化しているということで、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項は、4号の自然的荒廃地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し、農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当すると判断をしております。

続きまして8ページの方にいきまして、申請番号4番です。土地につきましては、〇〇町にあります畑2筆の面積が501㎡と745㎡となっております。548-2につきましては、平成10年前に母屋の建て替えの際、仮住まい及び車庫として建設をしたというものでありまして、非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号の人為的に無断転用された土地で、転用行為から20年以上経過し、証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当し、673-1については、父が相続をした、すいません、ここ30年頃となっておりますけど、30年前頃ということで、前という字を挿入していただければと思います。30年間は少なくとも耕作していないというニュアンスですので訂正をお願いします。非農地証明事務処理要領の該当事項は、4号で、自然的荒廃地で10年以上経過し、農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当すると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第7号について、地元委員さん、何かありませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。議案第7号、武雄市非農地証明願  
い4件につきまして、申請どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号、武雄市非農地証明4件につきましては申請どおり証明  
することに決しました。

—————《議案第8号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 次に議案第8号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地  
の指定について、1件の指定申請が提出されていますので、事務局の説明を  
お願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第8号についてご説明をさせてい  
ただきます。土地につきましては、〇〇町にあります畑2筆、面積が2筆合  
計で264㎡です。見取図及び土地利用計画図の30ページをお開きいただ  
ければ、わかりやすいと思いますけれども、この2筆の申請地におきまして  
は空地であります〇〇番と市道からの乗入部分になっている所の両サイドの  
二手に分れている様な状況となっております。空地になっている〇〇の空き  
家・空き地バンクの登録日は、令和2年の11月16日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいた  
します。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明  
があれば、説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませ  
んか。

(なし)

会 長 無いようですので質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 意見も無いようですので、議案第8号の質疑をとどめます。  
議案第8号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請につい  
て、申請どおり特例農地に指定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第8号、1件の空き家・空き地に付随した特例  
農地の指定申請につきましては、申請どおり特例農地として指定することに  
決しました。

—————《議案第9号 農地法施行規則第17条の規定に基づく下限面積の設定》—————

会 長 次で議案第9号を議題といたします。農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。農地法施行規則第17条で、農業委員会の総会で、毎年下限面積を設定するというので、昨年同様の下限面積ということで、市内全域が5000㎡、50a、空家空地の分が1㎡ということで、本年度についても設定をしたいということでご提案です。よろしくお願ひいたします。

会 長 議案第9号の説明が終わりました。下限面積について、年に1回は審議をなさうということでございます。従来どおり5反。空き家・空き地の特例農地については1㎡。青年等就農計画の認定を受けた18歳から45歳の方については1反。ということで設定したいということでございますが、ご意見・ご質問等があれば出していただきたうと思ひますが。

(質疑なし)

よろしいですか。では質疑をとどめます。

議案第9号、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定について、原案どおり設定することにご異議ございませうか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第9号、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定につきましては原案どおり設定することに決しました。

—————《報告第1号 農地等形状変更届出について》—————

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。  
報告第1号 農地等形状変更届出について、1件の届出が提出されております。この件についての事務局の説明は、もうよかですかね。

(はい)

—————《閉会》—————

会 長 以上をもちまして、本日の議案・報告については、すべて終了しました。これを持ちまして、令和3年1月の農業委員会総会を終わります。